

# 建設工事を発注する企業等の皆様へ

## 労働時間規制を踏まえた余裕のある工期設定をお願いします

2018年に公布された働き方改革関連法による改正労働基準法において、建設業についても、以下のポイントのとおり、①2023年4月から残業の割増賃金率の引上げ、②2024年4月から時間外労働の上限規制が罰則付で適用されました。

建設業は、他の業種に比べて残業が多く、従来、民間事業者の発注する工事等においては、著しく短い工期で契約するものも一部にみられていましたが、こうした短い工期での建設工事の発注は、費用が増大し、または実施が困難となります。

建設業も他業種同様、働き方改革を進めることが重要であり、働く方の長時間労働を是正するための本改正について、発注事業者の経営トップ自らが認識し、本改正の円滑な施行のため社内の各関係部署へ周知をお願いします。

### 改正のポイント 1 長時間労働のコストが増加しました

※他の業種と同様

2023年（令和5年）4月1日から  
中小企業での月60時間超の  
時間外労働の割増賃金率が  
引き上げられました

	1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25 → 50%

### 改正のポイント 2 上限時間を超える場合、それ以上働けません

※他の業種と同様

2024年（令和6年）4月1日から

建設業も、他業種と同様、時間外労働は原則月45時間、年360時間となります

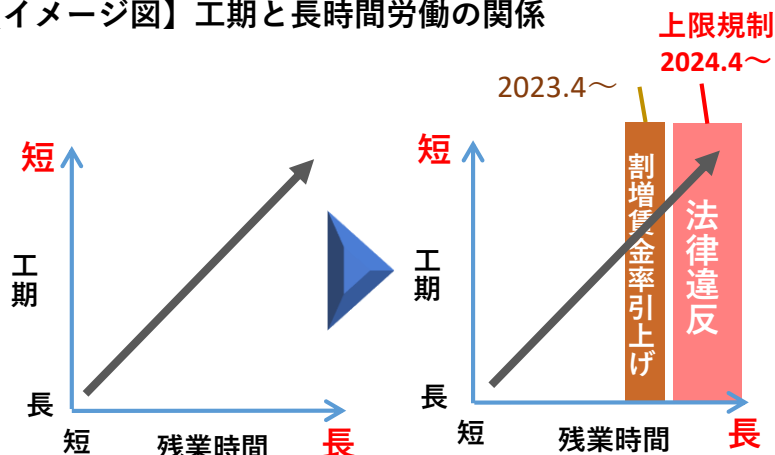
臨時的な特別の事情（36協定の特別条項）があっても、次の上限を超えるものは禁止となりました。[注] 災害時の復旧・復興の事業等について例外あり（裏面参照）

- ① 1年間の時間外労働 720時間以内
- ② 1か月の時間外労働と休日労働の合計 100時間未満
- ③ 複数月の時間外労働と休日労働の合計 月平均80時間以内

※「2ヶ月平均」「3ヶ月平均」「4ヶ月平均」「5ヶ月平均」「6ヶ月平均」すべてが80時間以内

- ④ 時間外労働が月45時間を超えるのは、年6回まで

### 【イメージ図】 工期と長時間労働の関係



週60時間就業が続くと  
月約87時間の残業になります

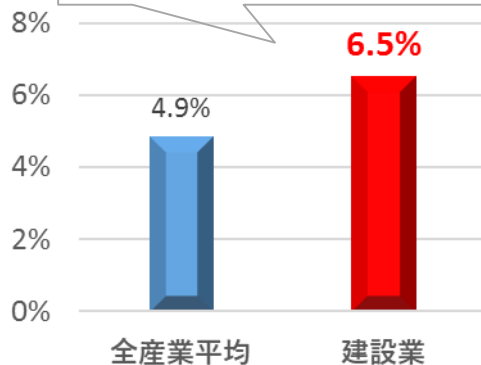


図 月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合

※総務省「労働力調査」(2023年)から作成

※工期は施工環境・施工技术・労働者数等の様々な要素を受けるが、それらが一定とした場合のイメージ図

## 対応のポイント 1

経営トップが改正の趣旨・概要を認識しましょう

## 対応のポイント 2

改正内容を関係部署に周知しましょう

## 対応のポイント 3

適正な工期を設定しましょう

たとえ発注者と受注者で工期を合意・契約していても、労働基準法に基づく上限時間を上回って作業を行うことはできません（上限規制違反の違法工事は法律で禁止！）

## 対応のポイント 4

適切に契約変更（工期変更）しましょう

工程の遅れを生じさせるような事象等が生じた場合、受注者とともに遅れの原因を明らかにし、その原因を特定（発注者の責に帰すべきもの、受注者の責に帰すべきもの、不可抗力のように受発注者の責に帰することができないもの）した上で、受発注者間で協議して必要に応じて契約変更を行いましょう。

### 改正建設業法や工期に関する基準

働き方改革関連法と同時期に建設業法が改正され、国土交通大臣等は著しく短い工期で契約を締結した発注者に対し、**勧告**を行うことができ、従わない場合はその旨**公表**できるようになりました。

また、発注者と受注者（下請負人含む）が考慮すべき事項をまとめた「建設工事の工期に関する基準」が策定されました。

工期に関する基準  
(R6.3.27改定)



リーフレット  
(注：改正前)



### ❌ 「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、建設業法で禁止されています。労働基準監督署では、国土交通省への取次も行っています。



※「注文者」には、元請負人、下請に出している下請負人、発注者が含まれます。

### 公共工事発注機関などの方へ（上限規制の例外）

労働時間の上限規制について、次の例外があります。ただし、いずれの場合も、残業時間について割増賃金の支払いが必要です。

#### ① 災害時における復旧・復興の事業（労働基準法第139条）

※当面の間、単月100時間未満と複数月平均80時間以内の上限が適用されません。年720時間以内、月45時間超は年6回までの上限規定は除外されません。

#### ② 人命・公益の保護のため、災害その他避けることのできない事由によって、臨時の必要がある場合（労働基準法第33条）

※労働基準監督署長の事前許可申請または事後の届出が必要  
※建設事業者の申請等に当たって、発注者は、事業の公益目的や臨時の必要性などを必要に応じて示しましょう。

詳しい情報はこちら

#### 厚生労働省HP

時間外労働の上限規制の適用猶予事業・業務



パンフレットやQ&Aなど各種資料を掲載

この資料内容のお問合せは、香川労働局監督課または各労働基準監督署へ

※ただし、建設業法や「工期に関する基準」のお問合せは、所管行政機関の国土交通省（四国地方整備局 代表Tel (087)-851-8061）にお願いします